

神奈川県の一部活動の在り方に関する方針

神奈川県
神奈川県教育委員会

本方針策定の趣旨等

- 学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、教育的意義の高い活動である。
- 国では、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、部活動が多様な形で最適に実施されるよう、スポーツ庁が平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、文化庁が平成30年12月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、合わせて「国のガイドライン」とする。）を策定した。
- 国のガイドラインでは、都道府県は「部活動の在り方に関する方針」を、学校の設置者は「設置する学校に係る部活動の活動方針」を、校長は「学校の部活動に係る活動方針」をそれぞれ策定することになっている。
- 県では、スポーツ庁が策定したガイドラインに則り、平成30年4月に「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」（以下「本方針」という。）を策定し、文化部活動も準じて取組を進めてきたが、文化庁においても、改めてガイドラインを策定したことから、本方針を改定した。
- 県教育委員会や市町村教育委員会、学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則り、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じて、本方針を参考に、多様な形で最適に部活動が実施されることを目指すとともに、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む必要がある。
- 本方針の基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず、該当するものである。
なお、小学校（義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む。）段階において、学校の教育活動の一環として行われる活動については、児童の発達段階を十分に考慮する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 県教育委員会や市町村教育委員会、学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定の大会日程等）を作成し校長に提出する。
- ウ 校長は、上記イの活動方針や活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- エ 学校の設置者は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。
- イ 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、活動計画や活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や芸術文化等の活動を行うとともに、技術指導を行う部活動インストラクター等の外部指導者を活用し、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たって、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等を含む。）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上、大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たって、生徒の心身の健康管理（過度の練習を行うことに起因する障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等も含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策を含む。）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- エ 文化部顧問は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解する。
また、生徒の芸術文化等の能力の向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上、大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間

で効果が得られる指導を行う。

オ 部活動顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間（以下「休養日等」という。）については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるように設定すること。

設定に当たって、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことや、特に運動部活動については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究で休養日について示されていることを考慮する。

上記のことを踏まえ、適切な休養日等の設定については、以下の基準とする。

- 週当たり2日以上休養日（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。
- 休養日は、年間52週と考え、平日及び週末各52日以上に相当する休養日を柔軟に設定し、その際、ひと月のうち、平日及び週末に必ず休養日を設定する。
- 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、週末3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）段階においては、各学校において、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることから、学校の状況に応じて、活動時間を設定すること。ただし、長時間にならないようにすること。

- (2) 校長は、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各部活動の休養日等を設定する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- (3) 休養日等の設定に当たって、上記の基準のほか、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体等の部活動休養日（以下「部活動休養日」という。）を設けるなど、週間、月間、年間単位での活動頻度の目安を定める。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果、成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うこと及び生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、生徒の多様なニーズに応じた指導を行うことができる部活動を設定する。

(2) 地域との連携等

ア 学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用

等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会の見直しについて

学校の設置者及び校長は、部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担にならないよう、参加する大会等を精査する。

6 見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行う。

附 則

この方針は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。